とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

と、「同条第一項各号に掲げる」とあるのは「同令第七条第一項第一号に規定する」と、同項第七号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号ロ中「受給権者」とあるのは「平成二十二年改正法の施行日において受給権者」と、同条第四項第五号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

告示

○国土交通省告示第千二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	撤去	送空中線電力	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
			周波数（メガヘルツ）	（ワット）					
1　VOR									
（略）									
出雲上欄にVOR同じ		N35°25′E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	113.4	100な	しXZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23組合せVOR／DMEとして供用再開）	出雲DMEと組合せVOR／DMEとして運用	
小牧上欄にVOR同じ		N35°16′E136°55′ 愛知県小牧市	109.45	200な	しCME	24時間	平成30年1月4日	小牧DMEと組合せVOR／DMEとして運用	
名古屋上欄にVOR同じ		N35°16′E136°55′ 愛知県西春日井郡豊山町	114.2	200な	しKCC	24時間	昭和49年12月5日（平成30年3月28日まで供用休止）	名古屋タカンと組合せVORTACとして運用	
（略）									

改正前

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	撤去	送空中線電力	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
			周波数（メガヘルツ）	（ワット）					
1　VOR									
（略）									
出雲上欄にVOR同じ		N35°25′E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	113.4	100な	しXZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23組合せVOR／DMEとして供用再開）	出雲DMEと組合せVOR／DMEとして運用	
名古屋上欄にVOR同じ		N35°16′E136°55′ 愛知県西春日井郡豊山町	114.2	200な	しKCC	24時間	昭和49年12月5日（平成16年2月19日から供用再開）	名古屋タカンと組合せVORTACとして運用	
（略）									